

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会
地上デジタル放送方式高度化作業班（第15回） 議事概要

1 日時

令和4年3月24日(木) 15:00~15:50

2 開催方法

WEB会議での開催

3 議題

- (1) 前回の議事概要の確認
- (2) 「放送システムに関する技術的条件」の検討状況について
- (3) その他

4 出席者（主任、主任代理を除き50音順、敬称略）

【構成員】大槻主任、松田主任代理、伊藤構成員、岩尾構成員、岩田構成員、上園構成員、大久保構成員、大野構成員、岡野構成員、岡村構成員、奥村構成員、齋藤構成員、高田構成員、高柳構成員、樽見構成員、土田構成員、豊嶋構成員、中井構成員、中原構成員、中丸構成員、中邨構成員、中村構成員、沼尻構成員、深澤構成員、藤井構成員、藤高構成員、森吉構成員、山口構成員、山本構成員

【事務局】情報流通行政局 放送技術課

5 配付資料

- 資料デ高作15-1 地上デジタル放送方式高度化作業班（第14回）議事概要（案）
- 資料デ高作15-2 「放送システムに関する技術的条件」の検討状況について（第三次検討状況報告）（案）
- 参考資料1 地上デジタル放送方式高度化作業班 構成員
- 参考資料2 作業班の調査スケジュール

6 議事概要

(1) 前回の議事概要の確認について

事務局より、前回の議事概要の確認について、資料デ高作15-1に基づき内容の確認が行われた。（質疑なし）

(2) 今年度の技術試験事務の成果報告について

事務局より、「放送システムに関する技術的条件」の検討状況について資料デ高作15-2に基づき説明が行われ、以下の通り質疑応答が行われた。

（高柳構成員）2つ質問がある。

1つ目は、「所要 C/N」という言葉について、受信アンテナを基準とした所要 C/N と受信機端末を基準とした所要 C/N を使い分けているか教えていただきたい。

2つ目は、各放送方式の要求条件への適合性の部分で、階層分割多重（LDM）方式及び3階層セグメント分割方式については、「今後検討」という言葉が多く見受けられる。残り1年余りで答申となると思われるため、「今後検討」となっている項目について、今後どのように検討していくのかも含めて教えていただきたい。

（事務局）1つ目については、「所要 C/N」の表現については、少し曖昧な部分があるとのことで、個別にどの部分の表現が曖昧であるのか別途確認させていただきたい。

2つ目の要求条件への適合性については、既存受信機の影響調査など、これまでの調査を踏まえた上で、要求条件にどのように適合しているかを整理している。これを踏まえ新たに条件を変えて検討する必要がある箇所は「今後検討」という表現を用いている。今後検討とはなっているが、今後、作業班での検討や技術試験事務で検証を行うにあたっては、優先度を持って進めていくことになる。

（上園構成員）30 ページ目の要求条件「CATV など多様な伝送路を使って容易に再放送ができるようにすること。」の移行期において、「地デジより高い所要 C/N となるパラメータを用いて、CATV 網へ伝送可能となる見込み（今後検討）。」とあるが、この文言の意味合いとしては、「伝送可能となる見込みとなるように、今後検討する」という意味合いでよろしいか。

また、同じ要求条件の移行期と移行後において、「所要 C/N となるパラメータを用いて」という表現は、確定的な文言になっていると思われる。一方で、36～37 ページは「地デジと同程度の所要 C/N となるパラメータを用いた場合」という表現になっている。これは、「今後の所要 C/N は、地デジと同程度にすることが確定的ではない」と捉えることができる。これらをどのように捉えれば良いのか教えていただきたい。

（事務局）30 ページ目については、「高い所要 C/N のパラメータを用いて、CATV 網へ伝送可能となる見込み」ということで、高い所要 C/N となるパラメータであれば、CATV 網への伝送が可能となるようなパラメータで今後検討していくという意味合いである。

一方で、36 ページ目の「用いた場合」という表現については、ある条件の下ではこうであるということを示している。例えば、同ページの要求条件「周波数有効利用及び UHDTV を含む多様なサービスを伝送できるように、できるだけ大きな伝送容量を確保できる変調方式であること。」の LDM 方式の移行後について、「地デジと同程度の所要 C/N となるパラメータを用いた場合、固定受信階層に 24Mbps 程度を割り当てることができ、」というようにしており、地デジと同程度の所要 C/N となるパラメータという条件の下では、固定受信階層は 24Mbps 程度となるという意味である。

(上園構成員)「場合」という表現は条件を示しており、「用いて」という表現は条件ではないと理解してほしい。

(事務局) そのとおり。「場合」は条件を示している。もし、分かりづらいということであれば、表現については別途相談させていただきたい。

(中村構成員) 26 ページ目【拡張性の高いフレーム構成の検討】の2つ目と3つ目のビュレットについては、伝送パラメータを記載していただいた方が良く考える。放送システム委員会においてもその方が理解を深めることができるのではないか。

(事務局) 追加することとしたい。

(大槻主任) 本日の議論での意見等を踏まえ修正していただき、3月30日までに追加の意見等があれば、事務局まで御連絡していただきたい。また、追加の意見等を踏まえ、修正が必要な場合の確認は主任の私に一任させていただいてほしいか(異議無し)。では、そのように進めさせていただく。最終確認の後、放送システム委員会に報告することとしたい。

また、資料 15-2 P7 における各項目(映像符号化/音声符号化/コンテンツ保護/多重化/伝送路符号化)に対応する技術的条件の調査について、4月7日の放送システム委員会です承いただいた際には、具体的な検討を電波産業会で開始していただきたい。

(土田構成員) 承知した。ARIB で具体的な検討を開始する。

(3) その他について

(事務局) 大槻主任からあったとおり、4月7日に放送システム委員会が開催されるため、本作業班で取りまとめた「第三次検討状況報告(案)」について、大槻主任からご報告いただく予定である。また、次回の作業班の開催については、6月中を想定しているが、詳細等は別途ご連絡させていただく。

(以上)